

# お知らせ なんたん



第29号(3の1)平成19年3月23日発行

## 南丹市福祉タクシー利用券の交付申請について

外出困難な方、自力での交通機関の利用が困難な方で、障害のある在宅の方を対象に福祉タクシー利用券を交付します。申し込みは、各支所健康福祉課で受け付けます。

●対象者 下記のいずれかにあてはまる手帳をお持ちの在宅の方

手帳(障害)の種類	等級	交付枚数
じん臓機能障害	1・3級	・4月申請で20,000円分/年(100円券200枚) ・5月以降の申請は、申請月から1月あたり16枚分
視覚障害、 下肢、体幹、移動機能障害	1・2級	・4月申請で10,000円分/年(100円券100枚)
心臓、呼吸器、ぼうこう、 直腸、小腸機能障害	1級	・5月以降の申請は、申請月から1月あたり8枚分
療育手帳	A	

※所得制限あり

●申請の際には、身体障害者手帳あるいは療育手帳、印鑑をご持参ください。

◇申込・問合せ先 各支所健康福祉課 保健福祉係

TEL 園部 68-0011 八木 68-0022  
日吉 68-0032 美山 68-0041

## 人権擁護委員による人権特設相談を実施します

京都府では、府民の皆さんからの人権に関するさまざまな相談に応えられるよう、南丹広域振興局庁舎において、人権擁護委員による特設相談を実施します。相談料は無料で、事前申し込みは不要(先着順)です。お気軽にご相談ください。

●開設日 4月5日(木)、6月7日(木)、8月2日(木) ※偶数月の第1木曜日  
時間:午後1時~4時

●開設場所 南丹広域振興局(園部総合庁舎)1階 府民相談室

●相談内容 人権にかかわるあらゆる相談(相談員:人権擁護委員)

◇問合せ先 京都府人権啓発推進室 TEL(075)414-4266

## 労働保険料の年度更新手続きのお知らせ

平成19年度労働保険料(労災保険・雇用保険)の申告納付の時期が近づいてまいりました。本年4月からは、石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金の申告納付も併せて行っていただくこととなりました。事業主の皆さんは、『労働保険概算・確定保険料・石綿健康被害救済法一般拠出金申告書』により、4月2日(月)~5月21日(月)(土・日・祝日は除く)に申告納付をお済ませください。

なお、申告納付は、受付会場または京都労働局、労働基準監督署ならびに最寄りの金融機関、郵便局で受け付けております。

◇問合せ先 京都労働局 総務部 労働保険徴収課

〒604-0846 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451  
TEL(075)241-3213 FAX(075)241-3233

## 総合相談センター「みちしるべ」のご案内

司法書士による無料法律相談を行っています。相談を希望される方は、相談日の前の水曜日までに、下記までご予約ください。

地区	場所	日時
丹波	「道の駅丹波マーケス」コミュニティホール	毎週土曜日/午後1時~4時
日吉	南丹市日吉町生涯学習センター「遊youひよし」会議室	毎週日曜日/午後1時~4時
瑞穂	総合保健福祉センター 会議室	毎週土曜日/午後1時~4時

◇予約・問合せ先 京都司法書士会事務局 TEL(075)255-2566

## 軽自動車税の減免申請は4月24日まで

4月は軽自動車税の納付月です。4月1日現在、障害者手帳などの交付を受けておられる方で、下記の(1)~(4)のいずれかに該当される方は、申請をしていただくことにより、1台のみ軽自動車税の減免を受けることができます。ただし、自動車税の減免を受けておられる方は、軽自動車税の減免を受けることはできません。

軽自動車税の減免を申請される方は、各支所地域総務課税政係に減免申請書を用意しておりますので、納税通知書がお手元に届いた後、4月24日(火)までに必ず提出してください。やむを得ない理由で期限内の提出ができない場合は、税務課または各支所地域総務課税政係までご相談ください。なお、昨年度に減免を受けられた方には、納税通知書と同時期に納税義務者あてに申請書を送付させていただきます。

<必要書類>

納税通知書(納付書)・減免申請書・車検証・障害者手帳等・免許証・印鑑

(1)身体障害者手帳の交付を受けておられる方

障害の区分	障害の級別
視覚障害	1~4級までの各級
聴覚障害	2~4級までの各級
平衡機能障害	3・5級
音声機能障害	3級(喉頭(こうとう)摘出による音声機能障害がある場合に限る)
上肢不自由	1~3級までの各級
下肢不自由	1~6級までの各級
体幹不自由	1~3級までの各級および5級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能 1~3級 移動機能 1~6級までの各級
心臓機能障害	1・3級および4級
じん臓機能障害	1・3級および4級
呼吸器機能障害	1・3級および4級
ぼうこうまたは直腸の機能障害	1・3級および4級
小腸の機能障害	1・3級および4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1~4級までの各級

(2)戦傷病者手帳の交付を受けておられる方

障害の区分	重度障害の程度または障害の程度
視覚障害	特別項症~第6項症までの各項症
聴覚障害	特別項症~第4項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症~第4項症までの各項症
音声機能障害	特別項症~第2項症までの各項症(喉頭(こうとう)摘出による音声機能障害がある場合に限る)
上肢不自由	特別項症~第6項症までの各項症
下肢不自由	特別項症~第6項症までの各項症および第1款症~第3款症までの各款症
体幹不自由	特別項症~第6項症までの各項症および第1款症~第3款症までの各款症
心臓機能障害	特別項症~第3項症までの各項症
じん臓機能障害	特別項症~第3項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症~第3項症までの各項症
ぼうこうまたは直腸の機能障害	特別項症~第3項症までの各項症
小腸の機能障害	特別項症~第3項症までの各項症

(3)療育手帳の交付を受けておられる方のうち、重度の障害を有する方

(4)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けておられる方のうち、1級の障害を有する方  
※なお、障害のある方と生計を一にされている方が障害のある方のために運転される場合および、障害のある方等のみの世帯の介護を常時されている方が障害のある方のために運転される場合でも、軽自動車税の減免の対象となることがあります。詳しい条件については、税務課または各支所地域総務課税政係にお問い合わせください。

◇問合せ先 税務課 市民税係 TEL 68-0004 FAX 63-0653

Eメール zeimu@city.nantan.kyoto.jp

## ◀ 八木支所各課・係への問合せ先について ▶

八木支所各問合せ先は、各課・係への直通番号を案内しており、八木町内から電話をかける場合は、市外局番「0771」をダイヤルの上、おかけください。なお、八木町内から八木支所「TEL42-2300」に電話をしていただければ、本庁・支所の必要な部署へ転送をしますので、市内通話料金でお問い合わせいただくことができます。